2　(1)　借款は、ザンビア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ザンビア道路開発庁が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ザンビア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ザンビア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してザンビア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためザンビア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ザンビア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してザンビア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してザンビア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してザンビア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してザンビア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　計画の主たる目的は、ザンベジ河を横切ってザンビア共和国とボツワナ共和国との間に橋梁を建設することである。この目的のため、ザンビア共和国政府は、ボツワナ共和国政府と共同して橋梁及び関連施設の建設を実施する。

9　ザンビア共和国政府は、二千十二年三月三十日にハボローネで署名されたカズングラにおける橋梁の建設及び運営に係るザンビア共和国政府とボツワナ共和国政府との間の取極において言及される橋梁上の国境線を設定又は変更しようとするときには、日本国政府に対し、その意思を通知する。

10　ザンビア共和国政府は、ザンビア共和国政府とボツワナ共和国政府との間の取極において言及される橋梁及び関連施設がこの了解に定める計画の目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保することにおいてボツワナ共和国政府と協力する。

11　ザンビア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　ザンビア側における借款に基づく橋梁及び関連施設の建設並びに当該橋梁及び関連施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びザンビア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　ザンビア側において借款に基づいて建設される橋梁及び関連施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

12　ザンビア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

13　日本国政府及びザンビア共和国政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をザンビア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とザンビア共和国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月十日に東京で

日本国外務大臣　玄葉光一郎

ザンビア共和国外務大臣

ギブン・ルビンダ閣下

（ザンビア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をザンビア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がザンビア共和国政府と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月十日に東京で

ザンビア共和国外務大臣

ギブン・ルビンダ

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

○外務省告示第三百五十七号

平成二十四年十月九日にハボローネで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がボツワナ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十一月六日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ボツワナ共和国の経済の安定及び開発努力並びに南部アフリカの地域統合を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とボツワナ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十七億三千五百万円（八、七三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カズングラ橋建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ボツワナ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ボツワナ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ボツワナの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。